宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第三条第一項の宅地造成工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成等規制法第九条の規定に適合するものであること。
津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第七十五条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。

第三十六条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域をいう。以下この項において同じ。）内における同法第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同条第四項第一号に規定する開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）に地盤面の高さが同法第五十三条第二項に規定する基準水位以上である土地の区域があるときは、その区域を併せて公告しなければならない。

（景観法の一部改正）

第七条　景観法（平成十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第四号ロ中「よる都市公園」の下に「、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）による津波防護施設」を加え、同号ハ中⑹を⑺とし、⑸を⑹とし、⑷を⑸とし、⑶の次に次のように加える。

⑷　津波防災地域づくりに関する法律第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可の基準

第十六条第七項第五号中「⑹」を「⑺」に改める。

第五十一条の次に次の一条を加える。

（津波防災地域づくりに関する法律の特例）

第五十一条の二　景観計画に第八条第二項第四号ハ⑷の許可の基準が定められた景観重要公共施設である津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設についての同法第二十二条第二項及び第二十三条第二項の規定の適用については、同法第二十二条第二項中「及ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ⑷の許可の基準（前項の許可に係るものに限る。）に適合しないものである」と、同法第二十三条第二項中「前条第二項」とあるのは「景観法第五十一条の二の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次条第一項の許可に係るもの」と読み替えるものとする」とする。

第五十二条第一項中「第八条第二項第四号ハ⑷」を「第八条第二項第四号ハ⑸」に、「同条第二項第四号ハ⑷」を「同条第二項第四号ハ⑸」に改め、同条第二項中「第八条第二項第四号ハ⑷」を「第八条第二項第四号ハ⑸」に、「同号ハ⑷」を「同号ハ⑸」に改める。

第五十三条中「第八条第二項第四号ハ⑸」を「第八条第二項第四号ハ⑹」に、「同条第二項第四号ハ⑸」を「同条第二項第四号ハ⑹」に改める。

第五十四条中「第八条第二項第四号ハ⑹」を「第八条第二項第四号ハ⑺」に、「同条第二項第四号ハ⑹」を「同条第二項第四号ハ⑺」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第八条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「土地収用法」を「津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）、土地収用法」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定並びに第六条中都市計画法第三十三条第一項第七号及び第三十六条第三項の改正規定は、津波防災地域づくりに関する法律附則ただし書に規定する日から施行する。

（災害対策基本法の一部改正）

2　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一号中「第三項」を「第四項」に、「第三十二条第一項」を「第三十三条第一項」に改める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　前田　武志
防衛大臣　一川　保夫

政　令

所得税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百八十九号

所得税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十条第三項及び第七十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二百三条第二号中「経過した日」の下に「（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、三年を経過した日）」を加える。

第二百六条第一項第二号中「経過した日」の下に「（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、三年を経過した日）」を加え、同条第二項中「補てんされる」を「補塡される」に改める。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第二百三条（第二号に係る部分に限る。）（被災事業用資産の損失に含まれる支出）の規定は、平成二十三年一月一日以後にした同号に掲げる費用の支出について適用し、同日前にした改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第二百三条第二号（被災事業用資産の損失に含まれる支出）に掲げる費用の支出については、なお従前の例による。

3　新令第二百六条第一項（第二号に係る部分に限る。）（雑損控除の対象となる雑損失の範囲等）の規定は、平成二十三年一月一日以後にした同号に掲げる支出について適用し、同日前にした旧令第二百六条第一項第二号（雑損控除の対象となる雑損失の範囲等）に掲げる支出については、なお従前の例による。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦